

議案第6号

岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部改正について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、所要の規定の整理を図るものであります。